

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料				1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
（略）				（略）			
各種取次手数料				各種取次手数料			
各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替優先出資 振替受益権 振替投資信託受益権	（略）	（略）	各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替優先出資 振替受益権 （新設）	（略）	（略）
個別移行手数料	（略）	（略）	新株予約権付社債券、投資信託受益証券又は受益証券発行信託の受益証券 1 枚につき 500 円	個別移行手数料	（略）	（略）	新株予約権付社債券、 <u>上場投資信託受益証券又は受益証券発行信託の受益証券</u> 1 枚につき 500 円
（略）				（略）			
(注) 1 . 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者によっては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日				(注) 1 . 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者によっては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日			

新	旧
<p>本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。)</p> <p>2.~15. (略)</p> <p>2.・3. (略)</p>	<p>本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。)</p> <p>2.~15. (略)</p> <p>2.・3. (略)</p>

## 2 附則

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

以 上